

平成 28 年 9 月 27 日

一般社団法人日本病理学会  
理事長 深山 正久 殿

一般社団法人日本専門医機構  
理事長 吉村 博邦  
専門医認定・更新部門委員会  
委員長 寺野 彰



専門医資格更新手続きを進める上での考え方に係る質問への回答

秋冷の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般貴学会よりご質問頂きました件につきまして、以下回答させていただきます。ご査収くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

1. 質問：日本専門医機構から学会への正式な依頼はいただいております。学会としては次年度からの手続きを既定方針のもとに進めてよいものかどうかについて専門医機構の態度を明確にさせていただかないと決定することができません。学会にどのような対応を求めているのかをご教示いただきたい。

回答：貴学会のこれまでの方針通り、専門医機構認定専門医制度への移行期の資格更新計画を進めるよう、後日（10月5日の理事会で方針が決定後に）、各領域学会宛てに、改めて、ご依頼申し上げます。ただし、今後は、資格更新の一次審査は機構の定める一定の基準に基づき各学会が責任をもって行い、機構は二次審査のみ（機構内の「専門医認定更新部門」と各基本領域の学会から1名ずつご推薦頂いた「専門医委員会」の両者で）を行う方針にする予定で、各領域学会と調整することとしています。また、各学会が徴収した認定更新料の中から1人当たり1万円程度を機構に納めていただき、機構理事長・学会代表の連名で認定証を発行する方針であり、これにつきましても、今後、各領域学会と調整する所存です。

2. 質問：更新認定の考え方をきちんと説明してもらいたい。また専門医機構の専門医になったということが公の資格になったのだということを国民に広く知らしめてもらいたい。

回答：日本専門医機構では「機構認定の専門医を広告可能とし、これを公のものとして認める方向で進める」こととしております。本方針は日本専門医機構ホームページ上に

も掲載して広く周知を図る予定で、そのための準備もほぼ整っております。専門医資格の広告に関しては現在厚労省と協議中で、将来的には基本領域における「医療法で認められる広告可能な専門医資格」は機構が認定した資格だけとなる予定です。

3. 質問：旧体制の専門医機構の方針では 5 年間の移行期間終了後は学会単独が認定する専門医というものは認められなくなるという計画でした。新体制の専門医機構がこの点についてどのように考えているのかご教示いただきたい。

回答：正式な専門研修プログラム実施の開始時期が 1 年間延期となったため、5 年後の計画についても 1 年間の猶予をもって考えたいと存じます。前述のとおり将来的には原則として機構と学会が認定する専門医資格を正式な資格とする予定で、基本領域については学会のみが認定する専門医資格は公の資格とならない方向で考えています。

以上、ご回答申し上げます。なお本状の内容につきましては 10 月 3 日の専門医認定・更新部門委員会、10 月 5 日の理事会での審議を経て正式に決定される予定です。